

○ 生鮮食品品質表示基準

(平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 5 1 4 号) (抜粋)

(表示の方法)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに同条第 2 項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

(略)

イ 畜産物

(ア) 国産品 (国内における飼養期間が外国における飼養期間 (2 以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。) より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。) にあっては国産である旨を、輸入品 (国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。) にあっては原産国名 (2 以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名) を記載すること。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

(イ) 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

ウ 水産物

(略)

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(表示禁止事項)

第 6 条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(2) 第 3 条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律  
(昭和25年5月11日法律第 175号) (抜粋)

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第19条の13 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省が定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

(表示に関する指示等)

第19条の14 農林水産大臣は、前条第1項若しくは第2項の規定により定められた同条第1項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第2項の規定により定められた同条第1項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第19条の14の2 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。